

居宅療養管理指導（介護予防含む）利用料金表

2024/10/1作成

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は次のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料のうち介護負担割合証に記載された割合の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【居宅療養管理指導の基本利用料】

(1) 居宅療養管理指導の利用料

<医師が行う居宅療養管理指導>

サービスの内容	基本利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150円	515円	1,030円	1,545円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	4,870円	487円	974円	1,461円
上記以外の場合	4,460円	446円	892円	1,338円

(2) 介護予防居宅療養管理指導の利用料

<医師が行う介護予防居宅療養管理指導>

サービスの内容	基本利用料	利用者負担金		
		1割	2割	3割
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150円	515円	1,030円	1,545円
単一建物居住者2～9人に対して行う場合	4,870円	487円	974円	1,461円
上記以外の場合	4,460円	446円	892円	1,338円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面にてお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
中山間地域等小規模事業所加算	事業所が中山間地域（＝新潟県の場合は全域）に所在し、かつ、1月あたりの延べ訪問回数が50回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%